

平成 31 年度東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物受入計画

- 1 受入廃棄物の排出区域 東京都全域
- 2 受入廃棄物の種類及び受入基準 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則 第 4 条の 2 及び第 8 条第 3 号のとおり
- 3 受入場所 東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設
- 4 受入量 年量 12,984 トン（日量 42 トン）
- 5 受入対象事業者
 - (1) 産業廃棄物を排出する事業場を都内に有する者であって、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定めるもの
 - (2) その他特に管理者が受入の必要があると認める者
- 6 一排出事業者が搬入できる廃棄物の量 月間 10,000kg（10 t）までとする。
- 7 処理方法 中間処理後、埋立処分する。
- 8 搬入者の範囲 5 に掲げる事業者のうち管理者が搬入承認をした事業者又はその者から運搬を委託された産業廃棄物収集運搬業者

(参考)

別表（第8条関係）受け入れる産業廃棄物の種類別受入基準

産業廃棄物の種類	受入基準	
	個別基準	共通基準
紙くず	<p>建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの。</p> <p>排出者自らが破砕、切断等処理し、一辺が1メートルの正方形に収まる大きさのものでロール状でないもの。</p> <p>なお、襖、障子のうち産業廃棄物(紙くず)に該当する部分については縦2メートル×横1メートル×厚さ3センチメートルに収まる大きさでの搬入を認める。</p>	<ol style="list-style-type: none">1 再生利用できないものに限る。2 特別管理産業廃棄物でないこと。3 次に掲げるものが付着し、又は封入されていないこと。<ol style="list-style-type: none">(1) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物(2) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2に規定する農薬(3) 油分(4) 著しい発色性又は発泡性を有するもの
木くず	<p>建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のため使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係るもの。</p> <p>破砕、切断の場合は、排出者自らが破砕、切断等処理したものに限る。</p> <p>柱状のものは、長さ180センチメートル以下かつ最大径30センチメートル以下のもの。板状のものは、縦180センチメートル×横90センチメートルの長方形に収まる大きさで、厚さ3センチメートル以下のもの。また、箱状のものは、縦180センチメートル×横90センチメートル×奥行き50センチメートル以下のもので中空のもの。</p> <p>パレットは、縦140センチメートル×横140センチメートル×厚さ15センチメートル以下のもの。</p>	<ol style="list-style-type: none">4 ロール状のものは、当処理施設の破砕機に投入した際に、破砕機のハンマーに巻きつく等、重大な故障の原因になるため受入れしない。5 おが屑等の細かいものは、内容物が飛散しないよう適度な強度を持った袋等に梱包し搬入すること。6 その他、処理施設の管理運営に支障がないものであること。
繊維くず	<p>建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの。</p> <p>排出者自らが破砕、切断等処理し、一辺が1メートルの正方形に収まる大きさのものでロール状でないもの。</p> <p>なお、畳のうち産業廃棄物(繊維くず)に該当するものについては一畳の大きさでの搬入を認める。</p>	